

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-2-1 木村ビル 802

中小企業倒産防止共済の改正は 10月1日からです！

Q セーフティ共済と呼ばれる中小企業倒産防止共済制度の掛金や貸付限度額の改正法が本年 10月1日から施行されたとのことですが、この制度の内容、改正点、活用方法などを教えてください。また加入すると税務上メリットはあるのでしょうか？

解説

中小企業倒産防止共済制度とは、**中小企業者等の取引先からの連鎖倒産を回避するため、拠出する掛金を原資に、無利子・無担保・無保証人で共済金として貸付を行う制度**です。詳しくは中小企業基盤整備機構のHP (<http://www.smrj.go.jp/tkyosai/000771.html>) へ！

1. 掛金

5千円から20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べ、**掛金総額が800万円に達するまでは積立が可能です**。(改正前は毎月の掛金の上限は8万円、掛金総額の限度は320万円でしたが、10月分の掛金から増額可能となりました。) 毎月の掛金は税法上の損金又は必要経費に算入できます。

2. 共済金の貸付

本共済に加入すると、取引先事業者が倒産したことにより売掛金債権等の回収が困難となった場合に、共済金の貸付が受けられます。

(ア)倒産とは更正手続き開始や特別清算などの法的整理の場合で、**債権者の夜逃げなどは含まれません**。

(イ)貸付限度額は、掛金総額の10倍または被害額のどちらか少ない方の金額です。

(ウ)返済期間は貸付額に応じて**5年から7年**(改正前は一律5年でした)です。

(エ)貸付利率は**原則無利子**にて行われます。

3. 任意解約

(ア)解約手当金

掛金納付月数が12か月以上の場合、解約手当金が支払われます。**掛金納付月数が40カ月以上の場合、掛金総額の100%が返金されます。**

(イ)解約後の加入

解約手当金が指定口座に振り込まれた後、**共済の加入条件を満たしていれば、新たに加入の申し込みができます**。なお、新たに加入した際には、加入から6ヶ月間は共済金の貸し付けを受けられません。

要するに...

中小企業倒産防止掛金は、上限額いっぱい掛金を支払うことで、年間240万円まで経費計上でき、その結果、法人では約100万円の節税が可能です。また、**40カ月以上の掛金の納付で、掛金の100%が戻ってくる**という事業者にとって大変有利な制度です。加入資格を満たす事業者は、ぜひこの制度を有効活用されることをお勧めいたします。